

議員定数に関する特別委員会を設置

議会の将来像

を探る

6月
定例会

議員定数は、議会活動の根幹をなすものです。
図1のように、議会は町民の声を聞き伝え、町長（行政）をチェックし、町の予算や条例を決めます。

この役割を果たすため、平成15年までは人口規模に応じて定数が定められていましたが、平成23年からは議会が自ら定数を決定できるようになりました。（図2）

そこで今回、当町の人口の状況や財政の推移などを考え、「議員定数に関する特別委員会」を設置し、あらゆる角度から調査審議し、議員定数の適正化を検討することとなりました。

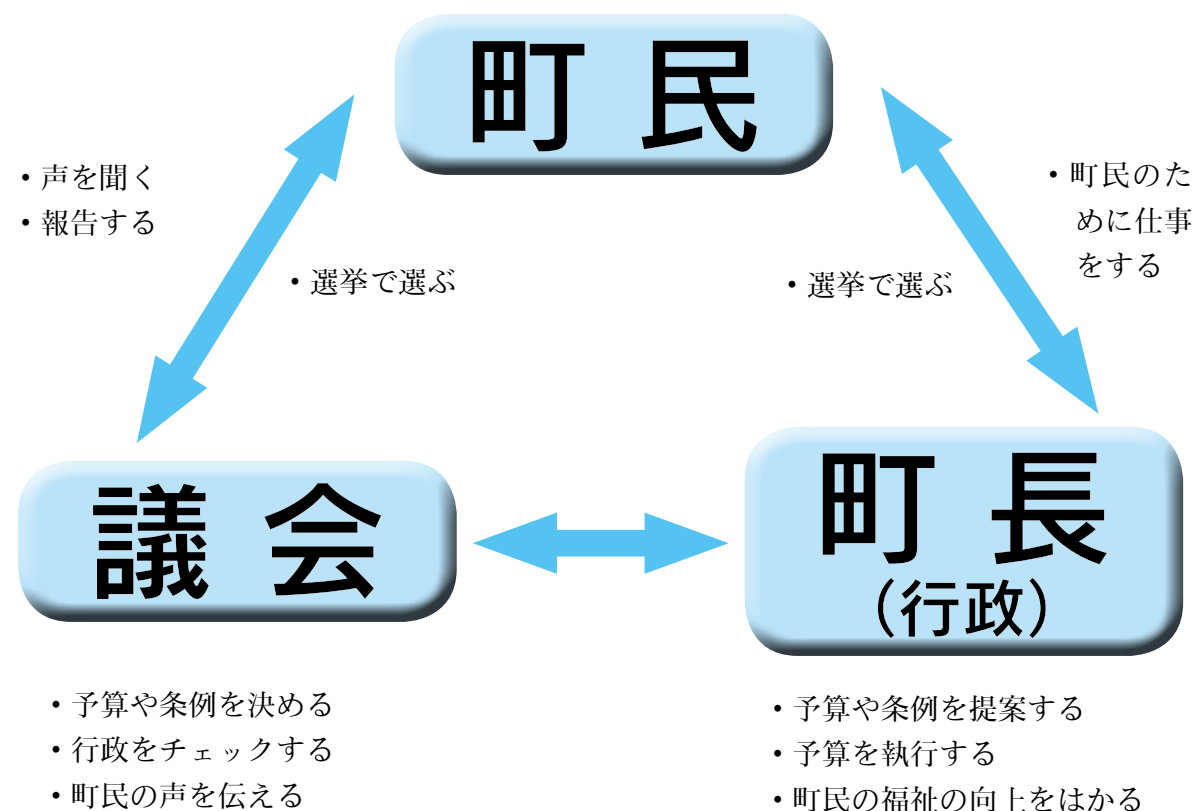
今後、委員会を開催し、議会が目指す将来像を積極的に検討します。

なお、特別委員会の委員は議長を除いた議員11人です。



サッカーワールドカップ日本代表応援のためTシャツを着て議会に臨む

議会の役割（図1）



議員定数の現状（図2）

■議員定数とは・・・

町の条例で定められた議員数

■現在の議員定数は・・・

広野町議会議員定数条例

広野町議会議員の定数は、地方自治法第91条第1項の規定により、12人とする。

広野町議員定数の経過

18人（昭和28年2月）

14人（昭和30年4月）

12人（平成18年3月）

平成15年以前は地方自治法で人口規模に応じて定数が定められていた
平成15年法改正で定数の上限が定められていた
（⇒上限内であれば、定数を自ら決定できる）
平成23年法改正で定数の上限が撤廃された
（⇒議会自らが定数を自由に決定できる）

議会が中心となって審議し、条例で定める

平成26年6月定例会を、6月12日から13日までの会期で開きました。
今回は、平成26年度補正予算を中心に条例の改正など、提出された10の議案を慎重に審議し、すべて原案のとおり可決しました。
また、議員から「議員定数に関する特別委員会の設置」の議案が提出され、原案のとおり可決し、渡辺久長委員長と門馬巧副委員長を選任しました。
なお、一般質問では4人の議員が、それぞれ町の対応や考えを問いました。